瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２８日

瀬戸市長　川本雅之

瀬戸市規則第２６号

瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和３９年瀬戸市規則第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（用語の意義） 第２条　この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　職員とは、条例の適用を受ける一般職の職員をいう。 ⑵　昇格とは、職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。 ⑶　降格とは、職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。 ⑷　採用試験とは、任命権者が職員を採用するため行う競争試験をいう。	（用語の意義） 第２条　この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　「職員」とは、条例の適用を受ける一般職の職員をいう。 ⑵　「昇格」とは、職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。 ⑶　「降格」とは、職員の職務の級の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。 ⑷　「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数（この規則においてその年数に換算された年数を含む。）をいう。 ⑸　「必要経験年数」とは、職員の職務の級を決定する場合の資格として必要な経験年数をいう。 ⑹　「在級年数」とは、職員が同一の職務の級において引き続き在職した年数をいう。

	⑺　「必要在級年数」とは、職員が昇格する場合の資格として必要な在級年数をいう。
	（級別資格基準表）
第４条　削除	第４条　職員の職務の級は、この規則において別に定める場合を除き、別表第２の級別資格基準表に定める基準に従い決定するものとする。
	２　級別資格基準表の職務の級欄に掲げる上段の数字は、当該職務の級に決定されるための１級下位の職務の級における必要在級年数を示し、下段の数字は、学歴免許欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者が当該職務に決定されるための必要経験年数を示す。
	３　級別資格基準表の学歴免許欄の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じ、別表第３の学歴免許等資格区分表に定める区によるものとする。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格の区分によることがその者に有利である場合には、その区分によることができる。
	４　級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、前項の規定の適用に当たって用いたその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。
	５　職員の第３項の規定の適用に当たって用いた学歴免許等の資格を取得した時以後における経験のうち職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第４の経験年数換算表の定めるところにより経験年数として換算することができる。
	６　職員に適用される級別資格基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格に対して別表第５の修学年数調整表に加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）が定められている学歴免許等の資格を有する者の経験年数は、前２項の規定によるその者の経験年数にその調整年数

	を加減した年数とする。
（初任給） 第５条　新たに職員となる者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。	（初任給） 第５条　新たに職員となる者の職務の級を決定しようとする場合には、その者の経験年数が、その決定しようとする職務の級について級別資格基準表に掲げる必要経験年数に達していなければならない。ただし、次条第６項各号のいずれかに掲げる者から新たに職員となった者又は同条第７項第１号に該当する者について、他の職員との権衡上必要があると認める場合は、同表に掲げる必要経験年数の８割以上１０割未満の年数をもって同表の必要経験年数とすることができる。
２　採用試験の結果に基づいて新たに職員となった者の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される別表第２の初任給基準表の試験欄及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（初任給基準表の試験欄にその適用される区分の定めのない者にあっては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）に決定するものとする。	
３　採用試験の結果に基づいて採用された者その他の新たに職員となった者のうち、その有する経験年数が１年以上である者（前項に規定する者を除く。以下「試験等採用者」という。）の職務の級は、部内の他の職員で、当該試験等採用者の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、試験等採用者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。	
４　新たに職員となった者のうち、その有する経験年数が１年に満たない者（採用試験の結果に基づいて採用された者を除く。）の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその	

者に適用される初任給基準表の試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第１項第４号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）に決定するものとする。	
５　職員から人事交流等により引き続き次の各号のいずれかに掲げる者になった者であって、当該者から人事交流等により引き続いて職員となったものの職務の級について、当該各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を踏まえて決定することが、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するために適当と認められる場合は、前２項の規定にかかわらず、当該前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であったものとして昇格等の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級に決定できるものとする。	
⑴　瀬戸市に勤務する者で給料表の適用を受けないもの	
⑵　他の地方公共団体の職員	
⑶　国家公務員	
⑷　職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して１年を経過しない者	
⑸　法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの	
⑹　前各号に掲げる者の準ずる者として市長が定める者	
第６条　新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。	第６条　新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給のうち、その者の資格に応じて別表第６の初任給基準表に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する

	職務の級に昇格したものとして得られる号給とする。ただし、その職員がその職務について有用な学歴、免許、経験等をその職務の最低限度の資格を超えて有する場合においては、第４項に定めるところにより、それより上位の号給とすることができる。
⑴　前条第２項に規定する職員（第４号に掲げる職員を除く。）　その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄に定める号給 ⑵　前条第３項に規定する職員（第４号に掲げる職員を除く。）　その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分及び学歴免許欄の区分と同一の初任給基準表のこれらの欄の区分の適用を受ける部内の他の職員（以下この号において「部内職員」という。）で、当該試験等採用者の採用の日に新たに職員となったものとした場合に、当該試験等採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該試験等採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該試験等採用者の有する能力等を考慮して決定する号給（部内職員がいない者及びこれに準ずる者として市長の定める者にあっては、市長の定める号給） ⑶　前条第４項に規定する職員（次号に掲げる職員を除く。）　その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄に定める号給 ⑷　初任給基準表の試験欄の区分及び学歴免許欄の区分にその者に適用される区分の定めのない職員又はその者に適用される初任給基準表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許欄の最も低い学歴免許の区分よりも下位の区分	

に属する学歴免許の資格のみを有する職員 その者の属する職務の級の最低の号給	
2　前条第５項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、当該人事交流等による異動又は退職の直前に受けていた号給を踏まえて決定することが適当と認められる場合その他これに準ずる場合として市長が定める場合には、前項の規定にかかわらず、市長の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。	2　初任給基準表は、試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応するそれぞれの初任給欄を適用するものとし、同表の学歴免許欄の区分の適用については、職員の有する資格に応じ、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。
	3　職員に適用される初任給基準表の学歴免許等の資格に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者（その加える年数が１年未満である職員を除く。）の初任給基準表の適用については、その者の受けるべき初任給基準表に定める号給の号数にその加える年数（１年未満の端数は、切り捨てる。）の数を加えて得た数を号数とする号給をもって同表の初任給とする。
	4　初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格（前項の規定の適用を受ける者については、その際に用いられる学歴）を取得した時以後の経験年数又は級別資格基準表に掲げる決定をしようとする職務の級の必要経験年数を超える経験年数を有する職員については、その者の受けるべき第１項本文（前項の規定による場合を含む。）の規定による号給の号数に当該経験年数の月数を１２月で除して得た数（１に満たない端数は、切り捨てる。）を加えて得た数を号数とする号給をもって、その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。ただし、その者の属する職務の級における最高の号給を超えることはできない。
	5　前項の規定の適用を受ける職員の経験年数については、第４条第４項、第５項及び第６項の

	規定を準用する。 6　次の各号に掲げる者から引き続いて新たに職員となった者の号給の決定について、前２項の規定による場合は、著しく他の職員との権衡を失すると認めるときは、第４項の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。 ⑴　他の地方公共団体の職員 ⑵　国家公務員 ⑶　職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職して１年を経過しない者 ⑷　法令に基づいて任期が定められている職に在職して任期満了した者 ⑸　その他前各号に準ずると認められる者 7　特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号給の決定について第４項の規定によるときはその採用が著しく困難になると認められるときは、同項の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し、その者の号給を決定することができる。
（初任給基準表の適用方法） 第７条　初任給基準表は、試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に応じて適用するものとする。この場合において、初任給基準表の学歴免許欄の区分の適用については、職員の有する資格に応じ、別表第３の学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。 （経験年数を有する者の号給） 第８条　新たに職員となり、第６条第１項第１号又は第４号の規定の適用を受ける者のうち経験年数を有する者の号給は、当該各号の規定にかかわらず、当該各号の規定による号給の号数に、その者の有する経験年数の月数を１２月で除した数（１未満の端数があるときは、これを切	

り捨てた数）に４を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

２　新たに職員となり、第６条第１項第３号の規定の適用を受ける者のうち市長の定める号給は、同号の規定にかかわらず、同号の規定による号給の号数に市長の定める数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

（経験年数）

第９条　第５条第３項及び第４項、第６条第１項第２号並びに前条第１項に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることがその者に有利である場合として市長が定める場合にあっては、市長が定める資格を取得した時）以後の年数を別表第４の経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

２　新たに職員となった者に適用される初任給基準表の学歴免許欄に掲げる学歴免許の区分に対して、別表第５の修学年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の資格の区分及び当該学歴免許等の資格の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

３　初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前２項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

（特別の事情がある職員に対する職務の級及び号給の取扱い） 第１０条　第５条から前条までの規定により職員の職務の級及び号給を決定する場合にはその採用が著しく困難になる場合その他職員の採用の事情を考慮して特別の事情があると認められる場合は、これらの規定にかかわらず、その職員が有する能力、知識経験、学歴免許等の資格等を考慮してあらかじめ市長の承認を得て定める基準に従い、当該職員の職務の級及び号給を決定することができる。	
（昇格） 第１１条　職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。	（昇格） 第７条　職員の経験年数又は在級年数が級別資格基準表に掲げる必要経験年数又は必要在級年数に達しているときは、１級上位の職務の級に決定することができる。ただし、その者の勤務成績が特に良好であるときは、別に定めるもののほか、同表に掲げる必要経験年数又は必要在級年数の８割以上１０割未満の年数をもつて同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。 ２　職員に級別資格基準表を適用する場合において、前条第６項又は第７項の規定の適用を受けて号給を決定された者については、他の職員との権衡を考慮して定める期間をその者の在級年数として通算することができる。
第１２条　現に職員である者が、異なる区分に属する学歴免許等の資格を取得した結果上位の職務の級に昇格する資格を有するに至ったときは、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。	第８条　現に職員である者が、級別資格基準表の学歴免許欄の異なる区分に属する学歴免許等の資格を取得した結果上位の職務の級に昇格する資格を有するに至ったときは、前条第１項の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。
第１３条　職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度障害の状態となった場合は、第１１条の規定にかかわらず、昇	第９条　職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度障害の状態となった場合は、第７条第１項の規定にかかわらず、

格させることができる。	昇格させることができる。
第１４条　＜省略＞	第１０条　＜省略＞
第１５条　＜省略＞	第１１条　＜省略＞
（降格）	（降格）
第１６条　＜省略＞	第１２条　＜省略＞
（降格の場合の号給）	（降格の場合の号給）
第１７条　＜省略＞	第１３条　＜省略＞
（昇給日）	（昇給日）
第１８条　条例第６条第３項の市長の定める日は、第２０条又は第２１条に定めるものを除き、毎年１月１日（以下「昇給日」という。）とする。	第１４条　条例第６条第３項の市長の定める日は、第１６条又は第１７条に定めるものを除き、毎年１月１日（以下「昇給日」という。）とする。
（勤務成績の証明）	（勤務成績の証明）
第１９条　条例第６条第３項の規定による昇給（次条又は第２１条に定めるところにより行うものを除く。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。	第１５条　条例第６条第３項の規定による昇給（次条又は第１７条に定めるところにより行うものを除く。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。
（研修、表彰等による昇給）	（研修、表彰等による昇給）
第２０条　＜省略＞	第１６条　＜省略＞
（特別の場合の昇給）	（特別の場合の昇給）
第２１条　＜省略＞	第１７条　＜省略＞
（最高号給を受ける職員についての適用除外）	（最高号給を受ける職員についての適用除外）
第２２条　第１８条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。	第１８条　第１４条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。
（復職時等における号給の調整）	（復職時等における号給の調整）
第２３条　休職又は休暇（以下「休職等」という。）のため勤務しなかった職員が、復職し、又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、休職	第１９条　休職又は休暇（以下「休職等」という。）のため勤務しなかった職員が、復職し、又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、休職

等の期間を別表第６の休職期間等調整換算表により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、復職の日若しくは休暇の終了した日の翌日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に市長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（委任）

第２４条　＜省略＞

別表第２　初任給基準表（第５条－第７条、第９条関係）

試験	学歴免許	初任給
正規の試験	大学卒	１級２９号給
	短大卒	１級１９号給
	高校卒	１級９号給
その他	大学卒	１級２５号給
	短大卒	１級１５号給
	高校卒	１級５号給
	中学卒	１級１号給

備考　試験欄の「正規の試験」の区分は正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」の区分は正規の試験によらないで職員となった者に適用する。

等の期間を別表第７の休職期間等調整換算表により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、復職の日若しくは休暇の終了した日の翌日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に市長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（委任）

第２０条　＜省略＞

別表第２　級別資格基準表（第４条、第５条、第６条、第７条、第８条関係）

（A表）

職務の級／学歴免許	１級	２級	３級
大学卒		1	5
		1	6
短大卒		2	6
		2	8
高校卒		4	6
		4	１０
中学卒		7	6
		7	１３

備考　本表は、Ｂ表及びＣ表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

（B表）

職務の級／学歴免許	１級	２級	３級
大学卒		1	4
		1	5
短大卒		2	6
		2	7

高校卒		4	7
		4	9

備考　本表は、保育業務に従事する職員に適用する。

（C表）

職務の級 / 学歴免許	1級	2級	3級
大学卒		1	4
		1	5
短大卒		2	5
		2	7
高校卒		4	5
		4	9
中学卒		7	5
		7	12

備考　本表は、消防業務に従事する職員に適用する。

別表第３　学歴免許等資格区分表（第７条、第９条関係）

＜省略＞

別表第４　経験年数換算表（第９条関係）

＜省略＞

別表第５　修学年数調整表（第９条関係）

＜省略＞

備考　＜省略＞

別表第３　学歴免許等資格区分表（第４条第３項及び第６条第２項関係）

＜省略＞

別表第４　経験年数換算表（第４条第５項関係）

＜省略＞

別表第５　修学年数調整表（第４条第６項関係）

＜省略＞

備考　＜省略＞

別表第６　初任給基準表（第６条関係）

試験	学歴免許	初任給
正規の試験	大学卒	1級29号給
	短大卒	1級19号給
	高校卒	1級9号給
その他	大学卒	1級25号給
	短大卒	1級15号給
	高校卒	1級5号給

	中学卒 | 1級1号給 備考　試験欄の「正規の試験」の区分は正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」の区分は正規の試験によらないで職員となった者に適用する。
別表第6　休職期間等調整換算表（第23条関係）	別表第7　休職期間等調整換算表（第19条関係）
＜省略＞	＜省略＞

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（適用日前に新たに職員となった者の号給の調整）

2　この規則の適用の日（以下「適用日」という。）前に採用試験又は選考（適用日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、適用日に当該採用試験又は選考の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに職員となった者の適用日における号給については、その者が適用日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する規則の一部改正）

3　瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する規則（平成11年瀬戸市規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（育児休業をした職員の職務復帰後における給与の取扱い）	（育児休業をした職員の職務復帰後における給与の取扱い）

第３条　育児休業をした職員が職務に復帰したときは、瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和５１年瀬戸市条例第３０号）第３条の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和３９年瀬戸市規則第７号）第１８条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。	第３条　育児休業をした職員が職務に復帰したときは、瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和５１年瀬戸市条例第３０号）第３条の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和３９年瀬戸市規則第７号）第１４条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（瀬戸市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する規則の一部改正）

４　瀬戸市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する規則（平成２７年瀬戸市規則第３３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職務に復帰した日後における最初の昇給日） 第１０条　条例第１０条の規則で定める日は、瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和３９年瀬戸市規則第７号）第１８条に規定する昇給日とする。	（職務に復帰した日後における最初の昇給日） 第１０条　条例第１０条の規則で定める日は、瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和３９年瀬戸市規則第７号）第１４条に規定する昇給日とする。

（瀬戸市職員の配偶者同行休業に関する規則の一部改正）

５　瀬戸市職員の配偶者同行休業に関する規則（平成２７年瀬戸市規則第３４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

（職務に復帰した日後における最初の昇給日） 第９条　条例第１０条の規則で定める日は、瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和３９年瀬戸市規則第７号）第１８条に規定する昇給日とする。	（職務に復帰した日後における最初の昇給日） 第９条　条例第１０条の規則で定める日は、瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和３９年瀬戸市規則第７号）第１４条に規定する昇給日とする。

（瀬戸市定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規則の一部改正）

６　瀬戸市定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規則（令和４年瀬戸市規則第４５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴から⑷まで　＜省略＞ ⑸　初任給基準異動　給与条例第４条第１項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第２に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。 ⑹から⑼まで　＜省略＞ （人事交流等職員に対する給与条例附則第２４項の規定による給料の支給） 第５条　初任給規則第６条第２項に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みな	（定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴から⑷まで　＜省略＞ ⑸　初任給基準異動　給与条例第４条第１項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第６に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。 ⑹から⑼まで　＜省略＞ （人事交流等職員に対する給与条例附則第２４項の規定による給料の支給） 第５条　初任給規則第６条第６項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「

し異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に給与条例附則第１９項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が６０歳に達した日後における最初の４月１日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第１９項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額。以下この条において「第５条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第５条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第２４項の規定による給料として支給する。	みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に給与条例附則第１９項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が６０歳に達した日後における最初の４月１日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第１９項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額。以下この条において「第５条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第５条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第２４項の規定による給料として支給する。
２及び３　＜省略＞	２及び３　＜省略＞